

奈良県告示第百五十一号

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号。以下「防止法」という。）第四条の五第一項及び第二項の規定により、りん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成二十四年二月奈良県告示第四百八十三号（りん含有量に係る総量規制基準）は、廃止する。ただし、平成二十九年九月一日以後に特定施設の設置又は構造の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係る C_p 、 C_{pi} 及び C_{po} の値に係る業種その他の区分及びその区分^δとの値については、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前のとおりとする。

平成二十九年七月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 適用する地域

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別

表第二第三号ニに掲げる区域

二 適用する工場又は事業場

防止法第二条第六項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排出水の量が五十立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

三 総量規制基準

総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分^δとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定地域内事業場の区分	総量規制基準
一 平成十四年十月一日前に設置されている指定地域内事業場（同日前に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号。以下「特別措置法」という。）第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたものを含み、次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$

二	平成十四年十月一日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされた指定地域内事業場（工場又は事業場で、同日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となつたものを含む。）及び同日以後特別措置法第五条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項の規定による届出がされた特定施設の設置により新たに設置された指定地域内事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$	
三	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百四十七号。以下「平成二十四年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。）	$L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$	
四	平成二十四年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場のうち、平成二十四年五月二十五日以後特別措置法第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可の申請又は防止法第五条第一項若しくは第七条の規定による届出がされた特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成二十四年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となつた工場又は事業場	$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$	

備考

この表に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{po} 、 Q_{pi} 及び Q_{po} は、それぞれ次の値を表すものとする。

なお、別表第一については、環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号ハに掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出する指定地域内事業場に適用し、別表第二については、令別表第二第三号ニに掲げる区域内に設置される指定地域内事業場であつて、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの以外のものに適用する。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 一日につきキログラム）

C_p 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の1に掲げるりん含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

特定排出水の量（単位 一日につき立方メートル）

C_{pi} 別表第一又は別表第二の第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに同表第三欄の2に掲げるりん含有量（単位 一リットルにつきミリグラム）

C_{po} C_p と同じ値（単位 一リットルにつきミリグラム）

Q_{pi} 平成十四年十月一日（四の項にあつては、平成二十四年五月二十五日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 一日につき立方メートル）

Q_{po} 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 一日につき立方メートル）

四 施行期日

平成二十九年九月一日から施行する。

別表第一

業種その他の区分	りん含有量 (単位 一リッ トルにつきミリ グラム)
----------	--

備 考

一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	
水産食料品製造業 (八の項か)	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業 (前項に掲げるものを除く。)	魚肉ハム・ソーセージ製造業	寒天製造業	水産缶詰・瓶詰製造業	畜産食料品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	乳製品製造業	加工品製造業	部分肉・冷凍肉製造業又は肉	非金属鉱業	天然ガス鉱業	畜産農業
三	四	三	三	三	三	三	五・五	五	四	一	八		1
一・五	一	一・五	一	一・五	一	一	一	一	一	一	八		2

二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五		ら前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。)
生菓子製造業	パン製造業	小麦粉製造業	製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	うま味調味料製造業	しょう油・食用アミノ酸製造業	味そ製造業	野菜漬物製造業	存食料品製造業	野菜缶詰・果実缶詰・農産保
三	二	三	一・五	三	三	一・五	一・五	四	一・五	三			
一	一	一・五	一	一・五	一	一	一	一・五	一	一			

三九	三八	三七	三五	三四	三三	三一	三〇	二九	二八	二七
冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	食用油脂加工業	動物油脂製造業	植物油脂製造業	パン・菓子製造業（二五の項から前項までに掲げるものを除く。）	ビスケット類・干菓子製造業
八	五	三	三	二	二	二	二・五	二・五	三	
一	一	一	一	一・五	一	一	一	一	一・五	

米糖を原料として使用するものにあっては、第三欄の1の値は、四とする。

													四〇 豆の製造に係るもの
五五	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	清涼飲料製造業	二・五
繊維工業（五一の項に掲げる もの及び衣服その他の繊維製 品に係るもの）を除く。以下同 じ。）で整毛工程に係るもの	生糸製造業（副蚕糸精練業を 含む。）	たばこ製造業	有機質肥料製造業	単体飼料製造業	配合飼料製造業	インスタントコーヒー製造業	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	豆の製造に係るもの	二・五
						二	二	一・五	三	一・五			二・五
					一	一	一	一	一	一			一

六二	六一	六〇	五九	五八	五七	もの	纖維工業で麻製纖工程に係る
纖維工業でニット・レース染 るもの	纖維工業で綿状纖維・糸染色 整理工程（染色整理工程付帶 加工處理工程を含む。）に係 るもの	纖維工業で織物手加工染色整 理工程（染色整理工程付帶加 工處理工程を含む。）に係る もの	纖維工業で織物機械染色整 理工程（染色整理工程付帶加工 處理工程を含む。）に係るも の（前項に掲げるものを除く。 ）	加工處理工程（以下「染色整 理工程付帶加工處理工程」と いう。）を含む。）に係るも の	纖維工業で毛織物機械染色整 理工程（のり抜き、精練漂白、 シルケット加工その他の染色 整理工程に付帶して行われる		
四	二	一	一	一	一		
一	一						

七一	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	
合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボ	造業	一般製材業又は木材チップ製	繊維工業（五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの
一	二	一	二			一		
一	一	一	一			一		

八〇	七九	七八	七七	七六	七五	一ド製造業
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしあげ未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしあげグランドパルプ製造工程又は未さらしセミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業でサルフアイトパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	木材薬品処理業
二				一	二	
一				一	一	

	八四	八三	八二	八一	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を除く。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの			一	
				一	

九一	九〇	八九		八八	八七	八六	八五
塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業		パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナーグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの

						一〇八	一〇七	一〇六
一一二	一一一	一一〇	一〇九	一〇九	一〇九	無機化学工業製品製造業（前 三項に掲げるものを除く。）	無機顔料製造業	電炉工業
合成ゴム製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係る もの	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	無機化学工業製品製造業（前 三項に掲げるものを除く。）	無機顔料製造業	電炉工業
一	一・五	一	一・五	一・五	一・五	一	一	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一
		りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあって は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。 二・五とする。 は、第三欄の1の値は、	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあって は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。 二・五とする。 は、第三欄の1の値は、	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあって は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。 二・五とする。 は、第三欄の1の値は、	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあって は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。 二・五とする。 は、第三欄の1の値は、	りん及びりん化合物製造 工程にあつては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、四〇、八と する。	りん及びりん化合物製造 工程にあつては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、四〇、八と する。	りん及びりん化合物製造 工程にあつては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、四〇、八と する。

一一九	一一八	一一七	一一六		一一五	一一四		一一三
顔料製造業	環式中間物・合成染料・有機	コールタール製品製造業	発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業	石油化学系基礎製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	脂肪族系中間物製造工程、式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの
一・五	二	一・五	二		一・五	一		一
一	一	一	一		一	一		一
りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつて は、第三欄の値は、それ は、第三欄の順序に従い、 四、二・五とする。	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつて は、第三欄の値は、それ				りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつて は、第三欄の値は、それ		りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつて は、第三欄の1の値は、 二・五とする。	

一二九	一二八	一二七	一二六	一二五	一二四	一二三	一二二	一二一	一二〇		
塗料製造業	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	石けん・合成洗剤製造業	製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン	合成纖維製造業	のうちレーヨンの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	合成ゴム製造業	プラスチック製造業
一・五		二	一				二	一・五	一・五	一	
一		一	一				一	一	一	一	
								有機りん系農薬原体製造工程にあつては、第三欄の1の値は、一とする。			六・五、四とする。

六・五、四とする。

一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一三二		一三一	一三〇
用調整品製造業 化粧品・歯磨・その他の化粧	合成香料製造業（前項に掲げるもの）を除く。）	香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業		医薬品原薬・製剤製造業	印刷インキ製造業
										一・五	一・五
			二	一・五	二	一				一	二
			一	一	一	一	一	一		一	一
									五とする。	五	

医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八、二・五とする。

	二〇七		二〇六		二〇五		二〇四		二〇三		
	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	一般機械器具製造業					
	一・五	一	一	一・五	一	一・五	一	一	一	一	
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
		自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、一・五とする。	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、一・五とする。	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、三とする。	民生用電気機械器具製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、三とする。						するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、二・五とする。 二 アルマイト加工工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、八とする。

令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項

の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇人以上のものに限る。）

二二二一

し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）

二二二三

し尿処理業（し尿浄化槽に係るもの）を除く。）

建築基準法施行令第三十

二条第三項第二号に規定

する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より

高度にし尿を処理するこ

とができる方法によりし

尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、そ

れぞれ同欄の順序に従い、

三、二とする。

六

二二二二

し尿浄化槽（建築基準法施行

令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）

六

三・五

第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、一とする。

一

嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができるものにあつては、第

いもの されな いもの	に分類 項目まで から前	二の項	二三一	二三一	二三〇	二三九	二三八	二三七	二三六	二三五	二三四
2 製造業（一五六の 2 窯業・土石製品	1 鉱業（三の項及 び四の項に掲げる ものを除く。）	試験研究機関（水質汚濁防止 法施行規則（昭和四十六年總 理府・通商産業省令第二号） 第一条の二各号に掲げるもの をいう。）	地方卸売市場	中央卸売市場	と畜場	死亡獣畜取扱業	産業廃棄物処理業（前項に掲 げるものを除く。）	廃油処理業	ごみ処理業		
二		四	二・五	四	二				一		
一・五		一	一・五	二	二				一		
											三欄の1の値は、二とす る。

六一	六〇	五九	五八	五七	五六	品に係るもの
るもの るもの るもの るもの	もの の（前項に掲げるものを除く。 の（前項に掲げるものを除く。 の（前項に掲げるものを除く。 の（前項に掲げるものを除く。	纖維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工處理工程を含む。）に係るもの の（前項に掲げるものを除く。 の（前項に掲げるものを除く。 の（前項に掲げるものを除く。	纖維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帶して行われる加工處理工程（以下「染色整理工程付帶加工處理工程」という。）を含む。）に係るもの	纖維工業で麻製纖工程に係るもの	じ。）で整毛工程に係るもの	品に係るもの
四						
一						

六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	
造業 一般製材業又は木材チップ製	繊維工業（五五の項から前項 までに掲げるものを除く。）	繊維工業で繊維製衛生材料製 造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及 び防水した織物製造工程に係 るもの	繊維工業でフェルト製造工程 に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に 係るもの	繊維工業で繊維雑品染色整理 工程（染色整理工程付帶加工 処理工程を含む。）に係るも の	繊維工業でニット・レース染 色整理工程（染色整理工程付 帶加工処理工程を含む。）に 係るもの	
二								
一								

八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七一
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグ は板紙製造業でさらしケミグ は板紙製造業で未さらしケミ グランドパルプ製造工程又は 未さらしセミケミカルパルプ 製造工程に係るもの（次項に 掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でグランドパル プ製造工程、リファイナーチ ランドパルプ製造工程又はサ ーモメカニカルパルプ製造工 程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でグランドパル プ製造工程、リファイナーチ ランドパルプ製造工程又はサ ーモメカニカルパルプ製造工 程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業でサルフアイト パルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又 は板紙製造業で溶解パルプ製 造工程に係るもの	木材薬品処理業	合板製造業（集成材製造業を 含む。）又はパーティクルボ ード製造業

八四	八三	八二	八一	
パルプ製造工程（前工程の離解	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）に係るもの	ランドパルプ製造工程（前工程の未さらしセミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの

							工程を含む。) に係るもの
九〇	八九	八八	八七	八六	八五		
手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの				

一〇四	一〇三	一〇二	一〇一		一〇〇		九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一
化学肥料製造業（前二項に掲げるものを除く。）	複合肥料製造業	窒素質・りん酸質肥料製造業	製版業		印刷業（新聞その他の出版物を印刷するものを含む。）	く。）	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	纖維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	乾式法による纖維板製造業	セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業

一一三	一二二	一一一	一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五
有機化学工業製品製造工程（）	石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機 顔料製造工程に係るもの	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	無機化学工業製品製造業（前 三項に掲げるものを除く。）	無機顔料製造業	電炉工業	ソーダ工業
二		二		二	二	二		
一		一		一	一	一		
りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし			六・五、四とする。	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあって は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。	りん及びりん化合物製造 工程にあつては、第三欄 の値は、それぞれ同欄の 順序に従い、四〇、八と する。			

	一一九	一一八	一一七	一一六	一一五	一一四		脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。)に係るもの
	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	コールタール製品製造業	発酵工業	メタン誘導品製造業	脂肪族系中間物製造業	石油化学系基礎製品製造業(一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。)		
	二		二		二	二		
	一		一		一	一		
	りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつて は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。				りん又はその化合物を原 料、触媒又は中和剤とし て使用するものにあつて は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。			て使用するものにあつて は、第三欄の値は、それ ぞれ同欄の順序に従い、 六・五、四とする。

一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六	一二五	一二四	一二三	一二二	一二一	一二〇
印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	石けん・合成洗剤製造業	製造業	脂肪酸・硬化油・グリセリン	合成繊維製造業	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの	有機化学工業製品製造業（一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	プラスチック製造業

												二三一
一四二	一四〇	一三九	一三八	一三七	一三六	一三五	一三四	一三三	一三二			医薬品原薬・製剤製造業
かわ製造業を含む。）	ゼラチン・接着剤製造業（に用調整品製造業	化粧品・歯磨・その他の化粧のを除く。）	香料製造業（前項に掲げるも	合成香料製造業	農薬製造業	火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業		
											二	二
											一	一
												医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、八、五とする。

	一五三	一五二	五一	一五〇	一四九	一四八	一四七	一四六	一四五	一五四	一四三
	ゴム製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	自動車タイヤ・チューブ製造業	石油コードクス製造業	コードクス製造業	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	石油精製業	化学工業（一〇一の項から前項までに掲げるものを除く。）	イオン交換樹脂製造業	天然樹脂製品・木材化学製品 製造業	写真感光材料製造業

一六五	生コンクリート製造業	一六四	ガラス・同製品製造業（一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	一六〇	理化学用・医療用ガラス器具製造業	一五九	ガラス容器製造業	一五八	ガラス製加工素材製造業	一五七	板ガラス加工業	一五六	板ガラス製造業	一五五	毛皮製造業	一五四	なめしかわ製造業
-----	------------	-----	-----------------------------------	-----	----------------------------	-----	-----------------------	-----	-------------------	-----	------------------	-----	----------	-----	-------------	-----	---------	-----	---------	-----	-------	-----	----------

一六六	コンクリート製品製造業
一六七	セメント製品製造業（前二項に掲げるものを除く。）
一六八	黒鉛電極製造業
一六九	碎石製造業
一七〇	鉱物・土石粉碎等処理業
一七一	うわ薬製造業
一七二	高炉による製鉄業
一七三	高炉による製鐵業
一七四	フエロアロイ製造業
一七五	高炉による製鐵業（前項に掲げるものを除く。）
一七六	高炉によらない製鐵業（前項に掲げるものを除く。）
一七七	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）
一七八	熱間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一七九	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）
一八〇	冷間圧延業（一八二の項及び一八三の項に掲げるものを除く。）

一九三	一九二		一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七	一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一		
鍛工品製造業	鍛鋼製造業		表面処理鋼材製造業（一八七の項から前項までに掲げるものを除く。）	めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業	伸線業	引抜钢管製造業	磨棒鋼管製造業	伸鐵業	鋼管製造業	冷間ロール成型形鋼製造業	く。）	一八三の項に掲げるものを除

一九四 鋳鋼製造業	一九五 銑鉄・鑄物製造業（次項及び一九七の項に掲げるものを除く。）	一九六 鋳鉄管製造業	一九七 可鍛鉄製造業	一九八 鉄粉製造業	一九九 鉄鋼業（一七三の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇〇 非鉄金属製造業	二〇一 電気めつき業	二〇二 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）
二	二							
一	一							
二 アルマイド加工工程	一 溶融めつき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、四とする。	りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、四とする。						

	二〇九	二〇八	二〇七		二〇六		二〇五		二〇四	二〇三	
	下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業		輸送用機械器具製造業		電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業	電子回路製造業	一般機械器具製造業		
	二	二	二		二		二	二	二		
	二	一	一		一		一	一	一		
			値は、四とする。	自動車・同付属品製造工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、六とする。							（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、第三欄の1の値は、八とする。

	二三一四		二三二三		二三二二	
	ごみ処理業	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）	二三二三	し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）	二三二二	
四		六	六	六	三・五	
二		一			三・五	
	る。	嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができるものによりし尿を処理する方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、一とする。	一	第二欄に規定する表又は建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一、一とする。	三・五	とができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三、二とする。

7 以上 のい ずれに も属 さない もの	く。 (6 指定 地 域 内 事 業 場 に 係 る 雜 排 水 及 び し 尿 (二 二 一 の 項 及 び 二 二 二 の 項 に 掲 げ る 物 を 除 く。	5 自動 式 車 両 洗 净 施 設 を 使 用 す る 工 程 に 係 る もの	4 水 道 業 (二 〇 九 の 項 に 掲 げ る 物 を 除 く。)	の
二 ・ 五		六	二 ・ 五	一	
一 ・ 五		四	一	一	